

令和元年度第1回
滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時：令和元年(2019年)7月23日(火)

10時00分～12時10分

場所：滋賀県大津合同庁舎 7—B会議室

出席委員：

12名中9名出席

出席：荒木委員、石上委員、河本委員、菊池委員、籠谷委員、中村委員、西野委員

福原委員、前畠委員

欠席：石谷委員、酒井委員、西田委員

議題：

- (1)琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定にかかる諮問案件および答申案の検討
- (2)「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の改正について（報告）

配布資料

- 委員名簿・配席表

【議題（1）（2）関係】

- 資料1-1 県指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）
- 資料1-2 県指定希望が丘鳥獣保護区 希望が丘特別保護地区 指定計画書（案）
- 資料1-3 県指定湖南市三雲鳥獣保護区 湖南市三雲特別保護地区 指定計画書（案）
- 資料1-4 県指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（答申案）

【議題（3）関係】

- 資料2-1 前回の自然環境部会での意見について
- 資料2-2 琵琶湖国定公園事業決定書（案）
- 資料2-3 琵琶湖国定公園事業決定調書（宿舎事業）
- 資料2-4 自然環境調査結果
- 参考資料 国定公園に関する公園計画および公園事業について

会議の概要：

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、令和元年度第1回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は12名中9名が出席で、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・琵琶湖環境部長から挨拶があり、その後部会長が議長となり、議事の進行が行われた。
- ・議題について審議がなされた。

議題（1）県指定希望が丘鳥獣保護区特別保護地区の再指定について
議題（2）県指定湖南市三雲鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

＜事務局から資料1について説明を行った＞

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

生息する鳥類として挙がっているのは留鳥と夏鳥だけだが、野鳥の会で請け負っている鳥獣保護区の調査では繁殖期2回、非繁殖期2回の調査をしているので冬の鳥も確認されていると思うが、ここに載っているのは繁殖の可能性がある種類だけか。

事務局：

確認された種でして、年間を通じて調査して確認された種ではないので、調査方法については今後検討していきたい。

委員：

必ずしも、年間を通じて調査を行う必要は無いが、特に鳥類の場合は繁殖期に2回、非繁殖期、特に旅鳥とかは秋や春先の早春に調査、他は越冬期の調査が一般的で4回くらいやれば鳥類相は把握できる。繁殖はとても重要であるが、越冬が重要でないというわけではないので、冬場の調査の結果についても県のレッドデータブックに載っている種は確認されていると思うので、その結果をここに載せないのはもったいないと思う。

事務局：

指摘された調査については、より精度を上げていくにしたいと思います。

委員：

予算の関係もあるので、無理に調査回数を増やす必要はないと思うし、今の調査でも十分把握できていると思うので、その結果を反映してもらえればと思う。

委員：

鳥獣保護区ということで、植物の生息環境について保護する目的が書いているが植物は保護の対象か、また、環境として維持する場合に何も管理しないのか、何かしらの管理をされるのか。

事務局：

鳥獣保護区は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定するものであり、植物の保護は関係ないが、植物を含めた一体的な生態系の中で、ここが重要と判断している。

また、補足すると、2つの鳥獣保護区はどちらも県立自然公園の区域になっており、第2種、第3種の特別地域になっており、植物の保護は自然公園の区域として図っている。

委員：

保護というのは何がしかの管理を行うのか。もしくは触らないということか。

事務局：

ベースは何も触らない。何か開発をするといった場合は、国定公園であれば自然環境への影響があるか確認することや、鳥獣保護管理法の関係であればその開発が野生鳥獣の生息環境に影響を与えないか確認することで保全を図っていく。

委員：

鳥獣保護をしようと思えば、根本的にしっかりした植生が無いといけないと思う。例えば、シカの害などがあった場合にはしっかり管理されるかといった話に及ぶのでは。

委員：

説明の中で、「県立希望が丘公園」のところを「県立希望が丘文化公園」と言わわれていたが、どちらが正しいのか。

事務局：

正しくは、「県立希望が丘文化公園」です。

委員：

表現のことで言えば、「特別保護地区」の正式名称はどちらか。諮問された文書の表現と今回の資料で表現が異なるので統一されてはどうか。

事務局：

鳥獣保護区の名称は「希望が丘地区」であり、その保護区に含まれている場所が「県立希望が丘文化公園」です。

委員 :

資料1－2の2ページ目の「（6）特別保護地区の再指定に係る理由」の一番下から2行目であるが、「野生鳥獣については特に珍しい動物はいないが、」と書いているが、何をもって珍しいのか判断基準がよく分からない。ハチクマは珍しいのか、といったように個人によって異なるのでこういう表現は止めてはどうか。

事務局 :

訂正します。

委員 :

希望が丘文化公園では「日本野鳥の会滋賀」で定期的に探鳥会を実施しており、見つかった鳥はホームページに掲載している。おそらくサシバもいると思う。ハチクマよりもサシバの方が、希少性が高いので、このあたりも加味してもらえたと思う。

委員 :

調査結果があるのであれば、利用されたらどうか。引用先だけ明記されればよいのでは。

議題（3）琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定について

＜事務局から資料2について説明を行った＞

事務局、事業者、資料提供された委員の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があつた。

委員 :

この手続は、事業決定に対して自然環境部会として答申をするということで、その後、事業実施にあたって詳細な事業計画を詰めるということであるが、この審議会では詳細な計画が詰まってない大まかな構想の段階で諮問に対して答申をするという理解でよいか。

事務局 :

細かな事項については、審議会での意見を踏まえる必要があり、関係者と調整する必要も生じますので、大まかな計画段階で審議していただくことで、意見をいただいたもの反

映した、よりよい事業としてもらうことが良いと考える。また、改善案として示させていただいているものを審議していただける具体に近いものとして示させていただいた。

委員：

前回の自然環境部会で、下水の方に生活排水は流すので問題はないが、雨水排水については、芝地や緑地の管理の関係で肥料や農薬を使われたりすると水生生物への影響が考えられるのでどのような管理をされるのか記載された方がいいと申し上げた。事業者の回答にはこの質問に対するものがなかったが、湿地帯や内湖の近くなので、蚊がわくだろうしヨシ原に棲む鳥はそういうものを食べる。例えば、高層マンションに住んでいるような蚊と出会うことが少ない利用者から苦情があって、殺虫剤を使用されたら鳥にとっては困る。この事業の方針は自然体験型で周辺の環境に配慮した運営にするということなので、こういった面も含めて運用してもらえることを期待して答申をするということでおいか。

事務局：

そういった形でお願いしたい。

委員：

最後の回答のところで、地元の方と自然観察会を実施されることは大変結構だと思うが、ぜひお願いしたいのが、モニタリングを継続するということで、継続的に記録してもらいたい。

事業者：

利用者が楽しみながら自然環境に关心を持てるようなプログラムを運営者とともに作つて継続していきたい。

また、先ほど雨水排水のご意見ですが、殺虫剤、農薬は使用しないということで、雨水排水は自然浸透で考えている。運営事業者も農薬といったものは使用しないといった話がある。

モニタリングについても地元の方が勉強会を20年ほど実施されていると聞いており、保全についても、お互いが協力して良き場づくり、育成をしていく考えを持っている。

委員：

改善案の図面であるが、水路を敷地内に収めて、堤防になっているところを削って自然な勾配にされるということだが、宿泊施設が並んでいる状態をエコトーンと呼ぶのがいいのか多少疑問に思う。新たに設置される水路は既設の水路につながることであるが、

カヌーについて、新たに作られる水路だけで運用されるのか、それとも、今ある水路を使って内湖まで出るような形で運用されるのか。

事業者：

敷地内でのカヌーを楽しんでいただくとともに、No 4の水路、真ん中の水路から出てみたいと希望される利用者については、No 4の水路を利用して内湖に出て、宿舎に戻られるような形を提供できればと思う。

委員：

法的な問題が大丈夫か確認してもらえればと思う。そうなると、資料2-4の中で、3ページ目に鳥類についても配慮事項が書いてあるが、事業にあたって照明を夜間は向けないと書いてあるが、報告書の方では、繁殖期にカヌーが内湖に入らないように配慮すると書いてあって資料2-4には書いてないが、なぜか。

事務局：

前回からの変更点としてお示ししたが、記述が抜けでおりました。今後、事業者へも適切に指導します。

委員：

事前に送付された調査報告書だが、鳥類についていくつか修正をお願いしたい箇所があった。まず、報告書3ページに動植物の調査項目と調査時期の表が載っており、猛禽類の調査が2月23日と3月22日と表に載っているが、後ろの方に鳥の調査概要が載っているページがあり、21ページの4.1.3猛禽類のところに越冬期の1月と2月に調査するあるが、整合を図ってほしい。また、24ページの調査ルートの図面があり、青の線で鳥のセンサスルートが2本書いてあるが、後ろの調査結果を見ればおそらく短い方がR1、長い方がR2であろうと分かるが、書いてないので書いてもらえればと思う。

委員：

指摘する点はまだ多くあるか。

委員：

多くあります。

委員 :

細かい点、整合性の点よりは致命的、重要な点を先に、細かい点は最後の方で指摘されはどうか。

委員 :

1点だけ、ミサゴは事業予定地の中と外で確認されていると35ページに書かれているが、次のページの飛行跡の図面でミサゴが灰色なので、地図と重なって分かりにくいか、事業予定地の上を飛んでいるという図面になっている。ところが、37ページの方の、重要種の表でミサゴが計画地に入っていないので、入れていただきたい。

委員 :

敷地内に水路を収めた改善案について、1つは、ノウルシの移植について話があったが、提供資料でも多くのノウルシが水没するわけであり、敷地内に移植することであるが、具体的にどのあたりを検討されているのか。もう1点、土手についてエコトーンと説明されていたが、形状はどのようになるか教えていただきたい。また、細かい点だが、右端の水路から水を導入するのか、確認したい。県の方に確認したいが、付帯施設について、横向きの水路は付帯施設として判断されたとのことだが、面積が5haから4.2haの減少した分は水路の面積と推測されるが、0.8haは県としては小規模と判断したと理解してよい、小規模と判断した根拠を教えていただければ。

事業者 :

ノウルシの移植の位置について、埼玉での事例によると元々植わっている環境と同じような環境への移植を経験されおり、その事例を参考にして、近くの同じような環境の場所に移植していきたい。また、対岸の仕上げについては、素掘りで考えている。運営の方も多少の土が水路に入ることは止むを得ないと考えており、2mに対して1m上げるという1:2の勾配を考えている。水路については、No8の水路は事業計画地外の堤に繋がっている場所があるので、その部分は、管でつなぐよう考えている。

委員 :

管に堰は設けるのか。

事業者 :

管に堰は設けない。高低差で流そうとしている。

委員 :

カヌーからは、内湖の方に人がおりられるのか。自由に内湖までいけるのか。

委員 :

中央の水路であるNo 4から行けるように考えているのでは。

事業者 :

はい。

委員 :

今までは、難しいので掘削しないといけないのでは。

事業者 :

河川管理者と協議していきます。

委員 :

河川管理者は大津市か。

事業者 :

そうです。

事務局 :

船着場の小規模については、数値的な根拠は通知に示されていない。事業地を囲うようなものや中央を横切るものといったものではなく、グランピングを楽しむものとして許容される範囲であると思われる。

委員 :

環境省も数値化されていないのか。

事務局 :

ここで示した通知以上の基準は無いと考えている。

委員 :

環境省への問合せはされるのか。

事務局 :

必要であれば問合せさせてもらって、根拠があればそういった形で変更していただく形で認可していきます。

委員 :

問合せをしていただければと思う。

委員 :

ノウルシの移植については、その後モニタリングされるのか。また先ほど、記録をすることについて言及したのは、ただ自然観察会をしてこんな種が見つかってよかったですと終わるのではなく、科学的なデータとして後でトレースできる形でデータを残す仕組みを考えてほしい。自然観察会は環境教育としては良いが、今後、変化していくと思われ、どんな風に変化したかをトレースできないのは問題であって、今後事業をされる場合は参考になるので、モニタリングされるときは何らの形で科学的根拠を持ったデータを残す仕組みを考えてほしい。

事業者 :

ノウルシについては、今後データ化、トレースできるような仕組みで取り組みたい。

委員 :

湧水のポイントは落とされているか。というのは、水生昆虫や植生を見ていると貧栄養性のものがあるので、農薬の話があったが、ここで重要なのは肥料と思われる。かなり、こういった小さい水域の中で、生息している生き物にとっては1つ潰してしまうと致命傷になってしまうと思うので、丁寧に見ていただければと思う。真摯に改善されていると前回から思うと感じるが、回答の一番下の部分、美しいことが書いているが、ここが具体的に何をすればできるのか全く見えてこないのが不安である。県の方に伺いたいのが、壮大な構想を委員として申していることを受けとめてやってもらえるのかという部分でしか審議できない状況であるが、具体的にどういった技法、設置されるのか検討されて、そういうところに修正をかけていく仕組みを作っていくのかなと伺いたい。あと、宿泊業としてだが、利用者の振る舞いで全てが決まってしまうところがすごく難しいと思う。例

えば、湿地の場合は立入りされると植生はそうだが、外来種が容易に侵入してしまうと思う。一方でマムシといった危険生物に対する利用者への安全確保といった問題も生じると思うが、地元の方がよくご存知であるので、ガイドツアーを設けられるとか一般の方が容易に立入りされないようなこの場所との付き合い方を地元の方と構築されてから、来られる方にどこまで許すのかを上手く策定しないと、結局絵に描いた餅になってしまうと思うので、そこをお願いしたい。また、ランドスケープの方で、植栽が書いてあるがどういつたものを使いたい、どういった管理をされるのかを教えていただければ。

事業者 :

調査の中でヒトスジキソトビケラが確認され、この関係で湧水のポイントを調べたが、ここという場所は特定できなかった。利用者への対応については、運営者とオープン後に対応を検討したい。運営者は既存の施設で運営しており、実際、その施設ではカヌーの場合は誓約書を利用者へ書いてもらうなど、しっかり利用者を管理している。この運営者であれば比良山系と琵琶湖や内湖を活かした運営ができると考えている。また、施設内でレクチャーするなど、利用者へしっかりと説明していきたい。植栽で使用する種は郷土種、外来種は入れない方向でいきたい。生活空間の個人施設周辺ではインテリア的に使う花であったりすると思うが、それ以外の場所では地元の種をベースにしていきたい。

事務局 :

滋賀県らしさの意見回答について、継続して行われる県側の監視体制とでも言いますか、ここで書かれているコンセプトに対して、事業者の方では先進事例を参考にして研究されており、グランピングの運営事業者は他地域での経験がある者で自然体験に関する取組をされているとい聞いている。県としてどこまで監視していくか難しい面もあるが、指摘のあった部分については事業が動き出したら、事業者と連絡を密に取って事業を実行できているか確認したい。

委員 :

どちらかと言えばオープン後ではなくて、オープンする前にどのような技術が採用されて改変されているかというところを見ておかないと、オープンした後に発生した問題に対応していくはお互い大変ではないか。今の次の段階で、できれば専門家の意見を取り入れるような機会があればと思う。

事務局 :

事業を行うにあたって変更が生じた場合でしたら、今回の事業については学識者の意見を聞いているので、実際に事業を履行される際には確認させてもらいたい。

委員：

水路について、ヒトスジキソトビケラなど何種か貴重な底生動物、昆虫が生息しているが、昆虫は水の中にいるだけではなくて、親は羽化して外に出て水辺のハンキングした植生や木のところに止まって休憩して、また飛んでいく。この図面でははっきりしないが、川沿いの樹林帯はできるだけ残していただきたい、水生昆虫がそこに羽化して止まれる場所を確保していただければと思う。仮に、農薬の話のときにもあったが、ここでブロックすることで利用者から何らかの苦情があった場合何らかの対策をされる際に、最低限の駆除剤で敷地内でやっても、貴重な水生昆虫への影響が提言できる可能性があるので、水辺樹林帯は重要な役割を果たすので、検討していただきたい。今後はっきりしないのは、水路No.4とNo.2を掘削してカヌーをするということだが、仮に掘削することになると、鳥が繁殖するとそういう影響が出てくるので、掘削にあたっては、周辺の野生動植物への影響評価をしていただく必要はあると思う。

事業者：

植物や動物の影響については施工時だけでなく、運営、維持でも大事であると考える。そういったプロセスは運営者とも検討していきたい。

委員：

この土地は比良川から流れてきた堆積物によって造られた洲であると思うが、ここに水路を掘削されて護岸の問題、もしくは埋まってしまった場合、どのように対策を取るのか。一面をセメント張りなのか、見えないところで石を積むといった多くの工法が考えられるが、土地柄、非常に大変と思う。内湖とつながるのであれば、崩れやすいと思われ、具体的にこの工法でというように言わないが、もし、何か考えがあれば教えてほしい。

事業者：

護岸の止め方は自然にしたいが、崩れに対してどうするか議論してきたが、条件が分かれると思うので、1つの工法でやるとは考えていない。しかし、コンクリートは使わない、もしくは2次製品のプレキャストといったものも使用は考えていない。1つのアイデアとしては、農業土木、農業の土と木、石積みといった方法を参考にして農業土木的な水路の補強をしていきたい。また、地元の方のノウハウをお聞きして、事業者が勝手に図面を書くのではなく、穴太衆（あのうしゅう）としても知られる石積みは滋賀の得意なところであり、石の産地であるので、現地の技術の方にも相談してやっていきたい。

委員：

工事中や工事後、モニタリングに対しても部会では意見ができるのか、工事中でも特定の種の繁殖期は避けることといったことは言えるのか。

事務局：

審議会で審議する事項には入っていないが、報告させていただいたり、現地確認の希望があれば日程調整をさせていただいて見てもらうのは可能かと。

委員：

工事中について、濁水の流出が懸念されるがきちんと対策をお願いする。野積みの話で西の湖を浚渫した時に、石垣で島を造ったことがありアユモドキの生息場所になったという話があるので、検討の余地はあるかと思う。掘削は大規模な事業になるので、濁水、掘削に伴う生態系への影響をいかに最小限にするか検討してほしい。

委員：

出た意見をまとめると、昆虫の物理的生物的な影響への対策、ノウルシ等の希少植物を適切に移植すること、希少植物は可能な限り残す、水路工事の周辺に対する影響評価およびその配慮、繁殖している可能性のある鳥類への配慮、科学的なモニタリング調査の仕組み作り、来訪者への対応といった意見をまとめたいと思うが、他に出したい意見があれば。(会議後に追加：追加意見などあれば1週間以内に事務局へお寄せいただきたい。)

委員：

舟溜まりの小規模の解釈については、ぜひ環境省へ問合せをお願いしたい。

※ 予定されていた議題の審議は終了し、鳥獣保護区特別保護地区の再指定に係る答申は案を修正することで承認された。また、琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定に係る答申については出された意見をまとめ、付帯する意見を付けて、知事へ答申することで各委員から承認された。

令和元年度 第1回滋賀県環境審議会自然環境部会 次第

日時：令和元年（2019年）7月23日（火）

10:00～12:00

場所：滋賀県大津合同庁舎 7階

7-B会議室

1 開会

2 挨拶

3 議題

（1）県指定希望が丘鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

（2）県指定湖南市三雲鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

（3）琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定について

4 その他

5 閉会

配布資料

●委員名簿・配席表

●資料1-1 県指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）

●資料1-2 県指定希望が丘鳥獣保護区 希望が丘特別保護地区 指定計画書（案）

●資料1-3 県指定湖南市三雲鳥獣保護区 湖南市三雲特別保護地区 指定計画書（案）

●資料1-4 県指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（答申案）

●資料2-1 前回の自然環境部会での意見について

●資料2-2 琵琶湖国定公園事業決定書（案）

●資料2-3 琵琶湖国定公園事業決定調書（宿舎事業）

●資料2-4 自然環境調査結果

●参考資料 国定公園に関する公園計画および公園事業について

令和元年度 第1回滋賀県環境審議会自然環境部会 配席表

議長(前畠委員)



| 記者席 | 荒木委員 | <input type="radio"/> | 山崎委員 | 傍聴席 |
|-----|------|-----------------------|-----------------------|-----|
| | 菊池委員 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | |
| | 酒井委員 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | |
| | 西野委員 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | |
| | 福原委員 | <input type="radio"/> | | |
| | | | | |

事務局

事務局

関係機関



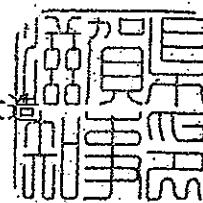
滋 生 多 第 155 号
令和元年(2019年)6月7日

滋賀県環境審議会

会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事

三日月 大造



県指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(諮問)

下記の県指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺います。

記

再指定を行う県指定鳥獣保護区特別保護地区

- 1 希望が丘鳥獣保護区特別保護地区
- 2 湖南市三雲鳥獣保護区特別保護地区

1 鳥獣保護区制度の概要

鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定されます。鳥獣保護区は、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類があります。

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るために必要があると認める地域を特別保護地区に指定することができます。

鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されます。

| 区分 | 制度の概要 | 規制の概要 | 存続期間 |
|-------------------|--|--|--------------------|
| 鳥獣保護区 (法第28条) | 鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。 | ・狩猟が認められない。 | 20年以内 (期間は更新可能) |
| 特別保護地区 (法第29条) | 鳥獣保護区内の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るために必要があると認められる地域に指定するもの | <p>【要許可行為】</p> <ul style="list-style-type: none">・工作物の新築等・水面の埋立、干拓・木竹の伐採 <p>※1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。</p> | 鳥獣保護区の存続期間の範囲内 |

(以上「環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室ホームページ」より抜粋)

なお、滋賀県では、現在、鳥獣保護区を46箇所、同特別保護地区を14箇所指定しています。

2 希望が丘鳥獣保護区特別保護地区の概要

| | |
|-------|--------------------------------|
| 所在地 | 滋賀県野洲市、湖南市および蒲生郡竜王町 |
| 面積 | 95ha |
| 位置図 | 別添のとおり |
| 再指定期間 | 令和元年11月1日から令和11年10月31日 |
| 初回指定日 | 昭和55年11月1日（以降平成元年、11年、21年と再指定） |

3 湖南市三雲鳥獣保護区特別保護地区の概要

| | |
|-------|--------------------------------|
| 所在地 | 滋賀県湖南市 |
| 面積 | 100ha |
| 位置図 | 別添のとおり |
| 再指定期間 | 令和元年11月1日から令和11年10月31日 |
| 初回指定日 | 昭和59年11月1日（以降平成元年、11年、21年と再指定） |

県指定希望が丘鳥獣保護区

希望が丘特別保護地区

指定計画書(案)

令和元年 月 日

滋賀県

1 鳥獣保護区の概要

(1) 特別保護地区の名称

希望が丘鳥獣保護区希望が丘特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

湖南市菩提寺地先の通称銀輪の橋谷と家棟川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を西進し希望が丘キャンプ道との交点に至り、同所から同道を北進および東進し野洲市と竜王町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み希望が丘県有地と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進および南進し荒川との交点に至り、同所から同川を南西に進み希望が丘県有地と民有地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し通称銀輪の橋谷との交点に至り、同所から同谷を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、滋賀県南東部に位置し、野洲市、湖南市、竜王町にまたがる県立希望が丘公園に属する。この公園には、草原、里山、河川環境等、多様な自然環境が存在し、このような環境を反映して、多種多様な植物、鳥獣等が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも特別保護地区の区域は、標高170mから250mの緩斜面の里山林であり、その林相は松の疎林を主として、下層植生にはヌルデ、カエデ、モチノキ、ハゼ等の低木広葉樹林となっている。

このため、当該区域は、主として森林性鳥類の重要な生息地となっており、希望が丘鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

(6) 特別保護地区の再指定にかかる理由

この区域は、三上・田上・信楽県立自然公園の第2種・第3種特別地域に指定されており、野洲市・竜王町・湖南市にまたがる県立希望が丘文化公園が立地している自然環境に恵まれた所である。

また、南側には名神高速道路を挟んで住宅地が広がっており、西側には県立近江富士花緑公園やスポーツ・レクリエーション施設があり、多くの人々の憩いの場としても親しまれている。

野生鳥獣については特に珍しい動物はいないが、森林内には多くの野生鳥獣が生息しており、鳥獣保護の拠点としてふさわしい区域である。

したがって、森林性鳥獣の保護を目的とした特別保護地区とし再指定することが望ましい。

2 特別保護地区の保護に関する指針

（1）保護管理方針

鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、イノシシによる芝生掘り起こし被害については、適切な防除方法を検討すると共に、おりによる有害鳥獣捕獲を実施する。

3 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 95ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 94ha

農耕地 0ha

水 面 1ha

その他 0ha

イ 所有者別内訳

国有地 0ha

地方公共団体有地 94ha

| | |
|--------|------|
| 都道府県有地 | 94ha |
| 市町村有地等 | 0ha |

私有地等 0ha

公有水面 1ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 0ha

自然公園法による地域 95ha

（三上・田上・信濃県立自然公園）

| | |
|--------|------|
| 特別保護地区 | 0ha |
| 特別地域 | 95ha |
| 普通地域 | 0ha |

文化財保護法による地域 0ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

（1）当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

滋賀県南東部に位置し、野洲市、竜王町、湖南市にまたがる県立希望が丘公園に属する。

イ 地形、地質等

標高 170m から 250m の緩斜面の里山林で、地質はほとんどが花崗岩質の地層である。また、区域の中央には家棟川が蛇行している。

ウ 植物相の概要

アカマツの疎林を主として、下層植生にはヌルデ、カエデ、モチノキ、ハゼ等の低木広葉樹林となっている。

エ 動物相の概要

森林性鳥類の重要な生息地となっている。

(2) 生息する鳥獣類（※よく見られる種は枠囲い、天然記念物・希少鳥獣はアンダーライン）

ア 鳥類 カツツブリ、カルガモ、カワセミ、セグロセキレイ、ハクセキレイ、ツバメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、トビ、キジバト、アオゲラ、コゲラ、コジュケイ、ヒバリ、ヒヨドリ、モズ、ウグイス、ヒガラ、ヤマガラ、シジュウカラ、エナガ、メジロ、ホオジロ、カワラヒワ、スズメ、ホトトギス、ヤブサメ、オオルリ、チョウケンボウ、キビタキ、センダイムシクイ、アカゲラ、ハチクマ

イ 獣類 イノシシ、キツネ、タヌキ、イタチ、リス、ノウサギ、アナグマ

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該特別保護地区を含む希望が丘文化公園内において、イノシシが芝生を掘り起こす被害が報告されている。

以下に、湖南市・竜王町の希望が丘文化公園内における過去 3 か年の有害鳥獣捕獲許可件数及び有害鳥獣の種別ごとの被害作物、樹木名等を示す。

① 過去 3 ヶ年の有害鳥獣捕獲等許可件数

| | |
|----------|-----|
| 平成 28 年度 | 0 件 |
| 平成 29 年度 | 1 件 |
| 平成 30 年度 | 1 件 |

② 有害鳥獣の種別ごとの被害作物、樹木名等

| 鳥獣名 | 被害作物名・樹木名 |
|------|-----------|
| イノシシ | 芝生 |

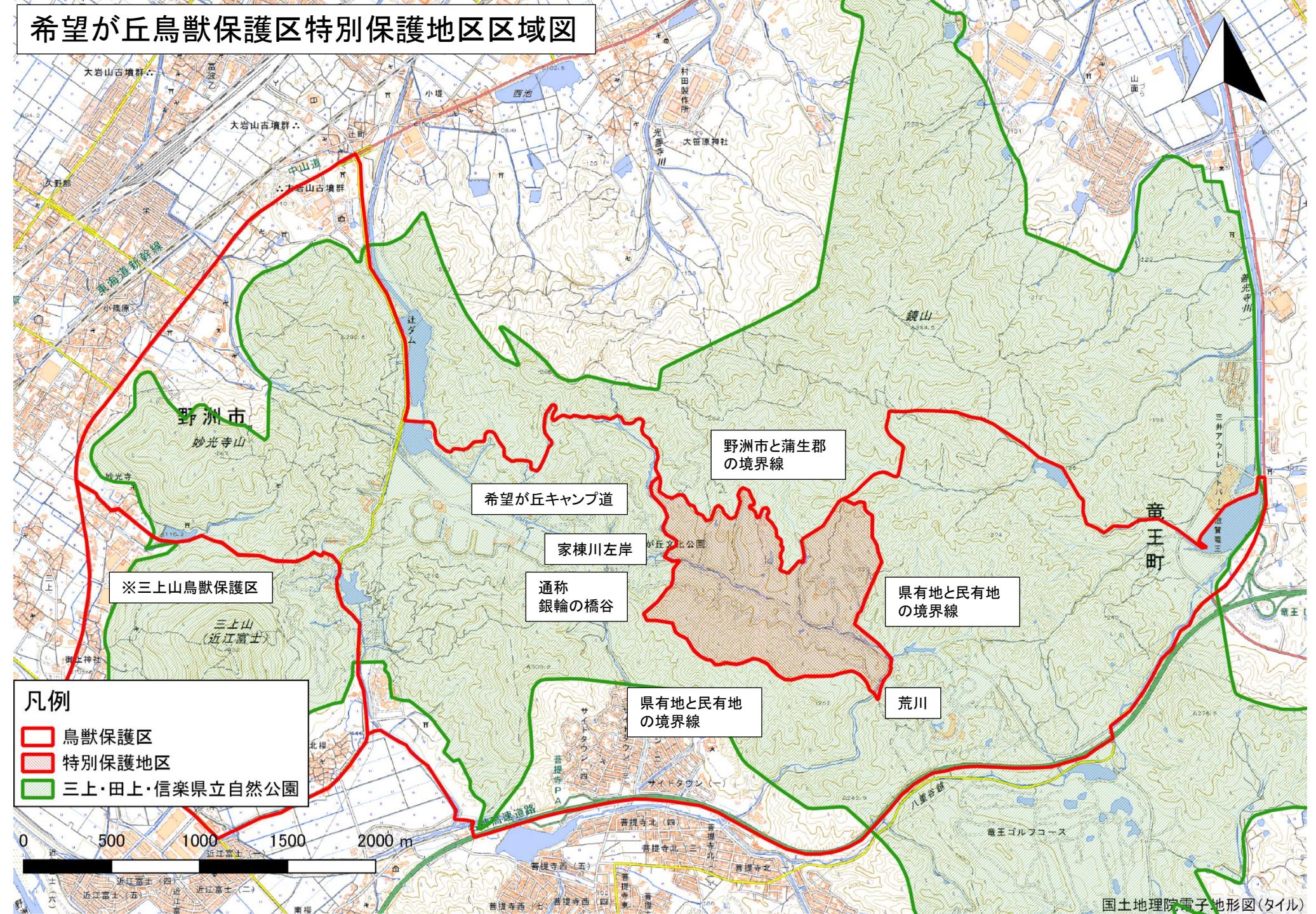
5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該地域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

| | |
|------------|------|
| ②特別保護地区用制札 | 10 本 |
| ③案 内 板 | 2 基 |

希望が丘鳥獣保護区特別保護地区区域図



県指定湖南市三雲鳥獣保護区

湖南市三雲特別保護地区

指定計画書(案)

令和元年 月 日

滋賀県

1 鳥獣保護区の概要

(1) 特別保護地区の名称

湖南市三雲鳥獣保護区湖南市三雲特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

湖南市三雲地先の甲賀カントリークラブ私用車道と庵ヶ谷林道支線治山管理用道路終点との交点を起点とし、同所から同三雲地先の山林稜線を南進し湖南市と甲賀市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西および北西に進み県道牧甲西線旧道との交点（アセボ峠）に至り、同所から同旧道を北東に進み甲賀カントリークラブ管理用道路との交点に至り、同所から同道路を南東に進み甲賀カントリークラブ私用車道との交点に至り、同所から同私用車道を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当地区は、滋賀県南部にある飯道山の北部に位置し、起伏に富む里山地帯であり、多くの沢が存在する。このような自然環境を反映して、多種多様な植物、鳥獣などが生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも特別保護地区の区域は、マツ、ヒノキを主とする針葉樹林の群生と、ハンノキ、ヒサカキ、ナラ等の広葉樹等の群生とが相半ばして存在するなど、鳥獣の生息地として良好な環境となっている。

このため、当該区域は、森林性鳥獣類の重要な生息地となっており、湖南市三雲鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

(6) 特別保護地区の再指定にかかる理由

この区域は、湖南市南部の甲賀市信楽町境に位置しており、アセボ峠から甲賀カントリークラブまで、三上・田上・信楽県立自然公園の第3種特別地域に指定されている。

この一帯は、豊かな自然環境とレクリエーションゾーンとが融合したところで、森林内には野生鳥獣も多く生息している。特にその中でもアセボ峠周辺は野生鳥獣の生息場所となっているため、身近な鳥獣の保護を目的とした特別保護地区とし再指定することが望ましい。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

3 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 100ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 100ha

農耕地 0ha

水 面 0ha

その他 0ha

イ 所有者別内訳

国有地 0ha

地方公共団体有地 0.2ha

都道府県有地 0.2ha

市町村有地等 0ha

私有地等 99.8ha

公有水面 0ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 0ha

自然公園法による地域 100ha

（三上・田上・信濃県立自然公園）

特別保護地区 0ha

特別地域 100ha

普通地域 0ha

文化財保護法による地域 0ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

滋賀県南部にある飯道山の北部に位置している。

イ 地形、地質等

起伏に富む里山地帯である。

ウ 植物相の概要

マツ、ヒノキを主とする針葉樹林の群生と、ハンノキ、ヒサカキ、ナラ等の広葉樹林の群生が相半ばして存在している。

エ 動物相の概要

森林性の多種多様な鳥獣が生息している。

(2) 生息する鳥獣類（※よく見られる種は枠囲い、天然記念物・希少鳥獣はアンダーライン）

ア 鳥類 カルガモ、キセキレイ、ツバメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、トビ、キジバト、アオゲラ、コゲラ、ヒヨドリ、モズ、ウグイス、ヒガラ、ヤマガラ、シジュウカラ、エナガ、メジロ、ホオジロ、カワラヒワ、イカル、スズメ、カケス、ツツドリ、ホトトギス、クロツグミ、ヤブサメ、オオルリ、キビタキ、サンショウクイ、センダイムシクイ、アオバト、サンコウチョウ

イ 獣類 ニホンジカ、イノシシ、キツネ、タヌキ、イタチ、リス、ノウサギ、ニホンザル

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該特別保護地区及びその周辺地域において、農林水産物への被害はない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

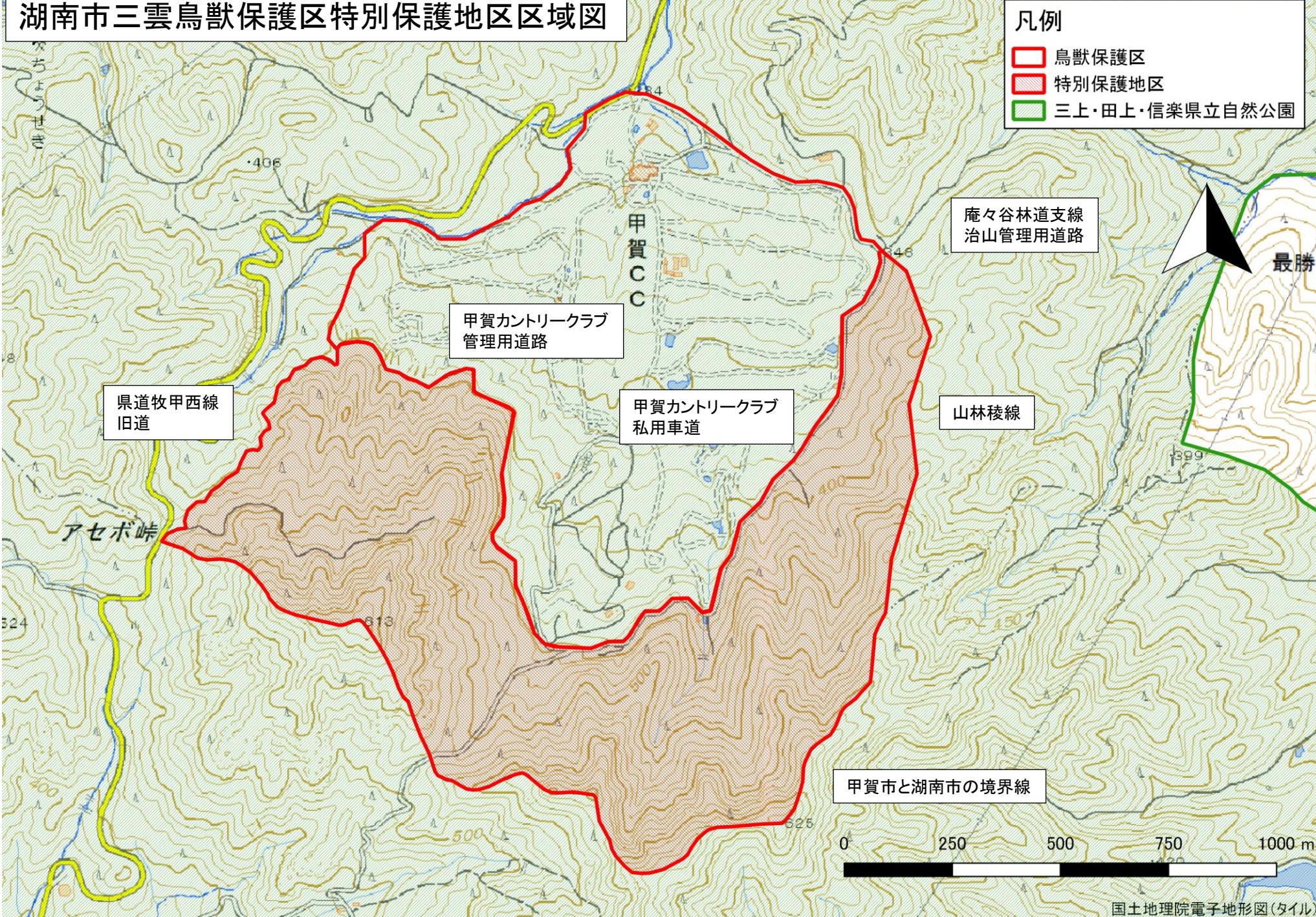
6 鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

| | | |
|------------|---|---|
| ①鳥獣保護区用制札 | 7 | 本 |
| ②特別保護地区用制札 | 一 | 本 |
| ③案 内 板 | 一 | 基 |
| ④給 水 器 | 一 | 基 |
| ⑤給 餌 台 | 一 | 基 |
| ⑥巣 箱 | 一 | 個 |
| ⑦そ の 他 | | |

湖南市三雲鳥獣保護区特別保護地区区域図

凡例

- 鳥獣保護区
- 特別保護地区
- 三上・田上・信楽県立自然公園



(案)

滋審環第号
令和元年(2019年)月日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県環境審議会
会長 仁連 孝昭

県指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(答申)

令和元年6月7日付け滋生多第155号で諮問のあった下記の県指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、別添のとおりとすることを妥当と認める。

記

再指定を行う県指定鳥獣保護区特別保護地区

- 1 希望が丘鳥獣保護区特別保護地区
- 2 湖南市三雲鳥獣保護区特別保護地区

平成30年度 第4回滋賀県環境審議会自然環境部会 主な意見や質問

平成31年2月12日に開催された第4回滋賀県環境審議会自然環境部会（以下、「前回部会」）で「琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定」について次のとおり諮問した。

種類：近江舞子集団施設地区 宿舎事業
 場所：大津市南小松
 規模：区域面積 5ha、最大宿泊者数 400人/日
 事業概要：民間事業者によるグランピング事業

当該事業に対して、前回部会で次の主な意見が挙げられた。

- ①水路浚渫による水の流れの変化および水路浚渫による降雨時の事業計画地への氾濫のおそれについて
- ②自然環境影響調査報告書の鳥類調査結果においてササゴイおよびアリスイの記載内容の確認および繁殖期の調査について
- ③既存の近江舞子ホテルとの関係性、事業計画について
- ④滋賀県内の後発グランピング事業としてのこだわり、琵琶湖らしい自然の楽しみ方、事業後のフォローアップについて

また、令和元年5月25日に近江舞子内湖周辺を調査されている環境団体の呼びかけにより、地元関係者、環境団体、学識者、事業者、県で内湖周辺の湿地性植物に対する合同調査が実施された。合同調査では当該事業計画地および近傍の内湖（公有水面内）を踏査し、事業者の行った自然環境影響調査報告書でも確認されたノウルシやヒメナミキ、オニナルコスゲなどの湿地性植物を確認した。合同調査の後、当該事業に対する意見交換が行われ、次のような意見があった。

- (1) 公有水面内の水路が、比較的大規模に生育するノウルシ群落を損傷することとなる。
- (2) 公有地内にこの事業のカヌー水路を浚渫する計画となっているが、許容されるのか。

公有地内の水路は原則、通行は自由となり施設利用者以外が水路に隣接する建物まで接近できてしまうので、水路は公有地内ではなく社有地内で設置されはどうか。この場合、土地所有者の権限により通行は一定制限できるのでは

事業者は前回部会意見および5月25日の意見を元に事業計画について再検討され、前回部会意見は別紙のとおり回答され、事業計画については別添図のとおり改善案が示された。改善された概要としては、次の2点である。

- ア ノウルシ群落を通過する新規水路は事業計画地内に設けることとし、公有水面内のノウルシ群落は保全する。また事業予定地内に生育するノウルシについても、近傍の所有地内に移植する。
- イ 公有地で浚渫予定であった事業地に隣接する水路は社有地内に設置したことにより、区域面積が減少（公有地内まで線引きしていたものが、社有地内に収まる）

諮問事項については、下記太文字下線部について変更される。

種類：近江舞子集団施設地区 宿舎事業

場 所：大津市南小松
規 模：区域面積 4.2ha、最大宿泊者数 400 人/日
事業概要：民間事業者によるグランピング事業

平成30年度 第4回滋賀県環境審議会自然環境部会での意見に対する事業者の回答

| 番号 | 意見 | 回答 |
|----|--|--|
| ① | 水路浚渫による水の流れはどうなるか | 水路の浚渫は内湖の水質浄化およびカヌー利用のために社有地内で行います。 水の流れについては、大津市河川部局と協議中ですが、上流からの既存水路から社有地内浚渫水路に流し、最終的には既存水路から内湖へ流れるようになります。 |
| | 水路を浚渫することにより水の流れが変わる可能性があり、降雨により事業計画地が氾濫するおそれはないか | 「100年に1度の洪水」を想定し、水際の地盤高・施設の床高を想定・計画しており、具体的な高さは、琵琶湖の平均水位 (BSL84.371) +1.4m 以上として計画しています。 雨水排水対策は今後河川管理者（大津市）と協議していきます。 |
| ② | 自然環境影響調査報告書の鳥類調査結果について、定点センサス、ルートセンサスの2種類の調査方法により確認された種にササゴイおよびアリスイは記載されていないが、重要種との確認状況の表には両種とも記載されているがどういう状況で両種とも確認されたのか | 両種は定点センサス、ルートセンサス以外の任意観察調査で確認されましたので、任意調査で確認された種について記載しました。（報告書 p.34） |
| | ササゴイの繁殖期に調査されていないのでは | 調査範囲には内湖や湿地環境を含むため、春の渡り期及び繁殖時期の早い留鳥の繁殖期として3月下旬（3月23日）に春季調査を、繁殖時期の遅い夏鳥の繁殖に対応するよう6月上旬（6月5日）に初夏季調査を実施しました。当地で生息が想定された一般的な留鳥及び夏鳥の繁殖時期に調査を実施したと考えております。 |
| ③ | 既存の近江舞子ホテルとの関係性、事業計画について | 土地利用については、地域・地区等立地特性を踏まえて、段階的に取組む予定です。 第一段階として本事業を実施します。 |
| ④ | 滋賀県内にグランピングがこの数年でできており、後発でやるのであれば滋賀の自然環境の中でどういう位置づけでやるのか、こだわりがある事業として育ってほしい。琵琶湖らしい自然を楽しんでもらえるようなこだわりにしてほしい。それが続くようフォローもあれば | 本プロジェクトでは、琵琶湖・比良山系の圧倒的な自然環境を、多くの人に体験いただける場所にしていく一方で、自然との共生を重視したいと考えています。そのため事業コンセプトは「自然体験型」として自然への配慮や共生についてルール化し、利用者へ案内していきたい。また、地域と協働して、動植物の観察会を定期的に開催し、自然環境への理解を深めていきたいです。 |



旧案



■現況の流れライン

(計画図に現況の流れのラインを着色)



■計画の流れライン



平成30年度第4回 滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時：平成31年(2019年)2月12日(火)
10時00分～11時30分
場所：滋賀県危機管理センター会議室3, 4

出席委員：

12名中9名出席

出席：前畠部会長、荒木委員、石上委員、河本委員、菊池委員、酒井委員、中村委員、西野委員、福原委員

欠席：石谷委員、籠谷委員、西田委員

議題：

- (1)琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定にかかる諮問案件および答申案の検討
- (2)「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の改正について（報告）

配布資料

●委員名簿・配席表

【議題（1）関係】

- 資料1-1 琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定について（諮問）
- 資料1-2 琵琶湖国定公園事業決定書（案）
- 資料1-3 琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定について
- 資料1-4 琵琶湖国定公園事業決定調書（宿舎事業）
- 資料1-5 自然環境調査結果および現地写真
- 資料1-6 答申（案）
- 参考資料 国定公園に関する公園計画および公園事業について

【議題（2）関係】

- 資料2 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の一部改正案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

会議の概要：

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、平成30年度第4回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は12名中9名が出席で、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・自然環境保全課長から挨拶があり、その後部会長が議長となり、議事の進行が行われた。

- ・議題について審議がなされた。

議題（1）琵琶湖国定公園に関する公園事業の決定にかかる諮問案件および答申案の検討

＜事務局から資料1および参考資料について説明を行った＞
事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

手続について、通常自然を改変する時はアセスの手続があり、面積的にもひつかかると思うが、この案件についてはアセスの手続はなく、自然公園法上の解除で手続が進むと理解してよいか。

事務局：

アセスとはいわゆる環境影響評価法に基づくものだと思うが、面積要件でこれはアセス該当案件にはなっていない。

自然公園法においても、通常は公園事業ではなく民間が同じように規制を受けるところで事業される場合に許可手続があるが、その際に、1ヘクタールを超えた開発行為を行う場合にいわゆるミニアセス、こういった動植物調査をしていただくことになっている。

公園事業については基本的にその制約を受けないが、行う行為が同じであり、内湖という優れた水環境でもあるので、事業者に調査をしていただき、保全策をとっていただくという指導をしたところ。

委員：

給排水について、施設を利用する給水についてはどこから水道を引くという理解でよいか。

また、施設から出る排水については、どこか別途下水道等に繋げるのか、あるいは一部はこの水路等に出されるのか。

事務局：

今現在事業者が大津市と調整しており、おそらく大津市からも排水の処理についても指導があると思うが、基本的には多分下水道で処理をされることになると思う。

そのあたりは認可に当たってきっちり確認をしていきたい。

委員：

基本的には給水については通常の水道を利用し、排水については下水に流すというようなることになると。

もう 1 点気になったのが、資料 1-3 の 2 枚目の図でブルーに着色されているところは水面だと思うが、水面だとすれば、資料 1-5 の航空写真および自然環境影響調査報告書の 12 ページ植生図等を見る限りは、通常の水路に加え、グランピングの事業用地と現在の内湖のヨシ帯との間に水路を掘削するように見えるが、それでよいか。

事務局：

事業者のほうからはサイト利用者の方にカヌー体験みたいのをしていただくような水路を周辺に設けていきたいという計画を聞いている。

委員：

水路を設ける点については現状変更として理解されるわけであると。

その場合に、この事業地については 3 カ所から水が入ってきており、その 3 カ所から入ってきた水がどのように、事業地と内湖のヨシ帯との間に設けられる水路で動くか等、そのあたりの検討はしているか。

事務局：

この内湖は準用河川であって、管理者が大津市であるが、水路の設計についてもちょうど山から水が内湖に流れ込む形になっており、非常に細い水路が幾つかあり、それをまとめたような形で整備していきたいと聞いている。

ただし先ほど申し上げたように、希少な生物が見つかったところはそのままにするような計画で水の流れをつくっていきたいということで、その辺についても今ちょうど調整をされているところ。

委員：

もう 1 点確認したいが、新たに設けられる水路にカヌーかカヤックの船着場を設けられると思うが、そうであれば、そのカヌーやカヤックを利用して、その水路を通じて内湖側に利用者が移動することになるという理解でよいか。

カヌー・カヤックの船着場から直接内湖側に水路が通っているので、そこは恐らく通れると思うが、そのほかに事業地と内湖のヨシ帯との間に横に水路を設けられるとすると、その水路自体を通じて反対側の水路へ、等の形でも利用されるという理解でよいか。

事務局：

実際問題として内湖まで行こうとするとかなりヨシ帯の中を通ることになるので、今現状の計画では内湖までは到達ができないものになると思う。

どちらかというと事業用地をぐるっと体験のような形で行くような状況で事業者は考えていると思う。

委員：

そうするとこの横の水路とグランピング事業用地の間の水路をカヌー利用されるということで、そこから内湖へ行かれることはないという理解でよいか。

事務局：

内湖の方にも出るような計画であると訂正する。

大津市とも調整されると思うが、河川の安全性も踏まえた整備を指導していかなければと思っている。

委員：

黄色に着色されている箇所がカヌーの発着場か。

事務局：

はい。

委員：

もし内湖側に利用者が行く場合は、その水路の改変掘削等は、自然公園区域内であるので難しいのではないかと思うが、そのところは問題がないという理解でよいか。

事務局：

はい。

第2種特別地域になっており、集団施設地区という利用の拠点でもあるので、生態系等に配慮いただいた上で整備をすることは可能と考えている。

委員：

掘削の可能性もあると。

事務局：

はい。

委員：

審議する上で基本的なことを確認するが、資料1－4に全体図があるが、これが平成4年に策定された近江舞子全体をどのように計画していくかということの全体図で、それに対して今回事業が行われるのはこの部分だという理解でよいか。

また、あくまでも所有は民間企業で、民間が事業を行う上で、国定公園の範囲内なのでこういった形で審議が必要という理解でよいか。

もう1点、本日の審議の中ではし切れない、実際にどういう技術を採用するだとか、人の行動によってどういった影響が出てくるのか等がかなり影響してくると思うが、そういったことに対してきちんと意見を言うあるいはチェックが行われる体制というのは県で持っているのか。

事務局：

例えば道路の混雑状況である等、各個別法に該当するものについてはチェックが行われるが、基本的には民間事業者の方で経営状況等を聞きながら審査することになる。

委員：

以前近江舞子ホテルがあったと思うが、その場所との関連性はどうなるのか。

事務局：

もともと当初の計画では、今閉鎖されているホテルの跡地利用も含めて計画がされておったが、今回どうしても事業規模を縮小するに当たって、その部分が外れてしまったということになっている。

委員：

近江舞子ホテルに関しても、平成4年に策定された公園計画（資料1－4）の1（1）に当たるのか。

この部分に関しては今閉館された状態で放置されていて、新しく隣接する場所にグランピングの事業をされるということか。

事務局：

はい。

委員：

生活系排水については下水につなぐ予定ということで問題はないと思うが、雨水は、グランピング事業なので例えば芝生を整備される等の場合、それに肥料が撒かれる等で管理されるとそれが雨水に溶けて流れて内湖に入るということも考えられる。

自然環境保全協定調査は基本的には動植物と景観ということになっているので、内湖の水質というのは対象外とは思うが、水生生物の影響ということを考えると水質というのは無視できないので、この点についても検討いただいたほうがいいと思う。

影響が無いということであればその旨報告書に書いていただければ問題ないと思う。

事前にいただいた資料ではよくわからないところがあったので、報告書の閲覧をお願いし、ササゴイとアリスイが事業予定地内だけで確認されているということで今、報告書を拝見したが、33ページと34ページに確認した種類が書いており、今回ラインセンサスと定点調査により調査したということで記載されているが、この表を見るとササゴイとアリスイが載っていない。

別途任意観察か何かで確認されているのかわからないが、それを報告書に書いておいた方がいいと思う。

確認状況の39ページと40ページにはササゴイとアリスイも載っており、どういう状況で確認されているのかも書いていて、後に位置図もあったので、これで大体どう確認されているのかはわかるのでそれでいいが、抜けているところもあるのでもう一度確認いただいたほうがいいと思う。

ここに書いてある内容を見る限り、アリスイについては特に問題無いと思う。

ササゴイについては、ラインセンサスか定点調査かはわからないが、初夏に上空を通過したのが1回だけで、繁殖については不明という。確かにそうだと思うが、調査された時期が、鳥類については1月、猛禽は2月、早春季3月に鳥類および猛禽、これはラインセンサスだと思う。

その後初夏の6月まで間が抜けており、4月5月の1番繁殖にとって重要な時期に調査されていない。

調査していないから繁殖については当然不明であるが、この状況でササゴイがこのヨシ原等を利用していないということを言い切ってしまって果たしていいのか疑問である。

実際調査された結果として確認状況としては不明ということで間違いないと思うが、繁殖していないと言い切っていいのかというのが問題にならないかなと思う。

仮に繁殖していないならしていないでそれでいいが、今後調査・計画を詰めるに当たって、そのあたりを補足したほうがいいと思うので検討いただければ。

事務局：

事業者と調整したいと思う。

委員：

水路の件で2点の懸念事項がある。

一つは、入ってくる水路があって、ヨシ帯との間に南北につなぐように水路をつくった場合懸念されるのが、もちろん生物への影響もあるが、資料1－3の数字、標高をみると、琵琶湖の水位が84.371で、境になっているところが84.5とか84.7と、琵琶湖と30cm程しか変わっていないので、現状では入ってきたらそのままさっと内湖に入ってくるが、そこに横断するような水路をつくった場合、出水のときにここで氾濫が起こるのではないかということが懸念される。そのところは検討を。

もう一つは、先ほどカヌーの発着場からヨシ帯を通って内湖に移動する可能性があるということだが、先ほどの委員の話にもあったが、内湖とグランピングの間のところで水鳥類が繁殖しているかどうか、餌を取っているか、休息場として利用しているかという問題があると思う。その場合に、人が通るというのは鳥にとって安心安全の問題が出てくるので、人や船が近づけば鳥が逃げるという研究はたくさんある。

それに対する対応策を考える必要があるのではないかと懸念されるので、検討いただきたい。

この発着場から直接行くのか、あるいはその発着場から南北に移動して水路で内湖に行くのかとすると、実際には事業地外にはなっているが、内湖側のヨシ帯にいる特に水鳥類や、そのヨシ帯沿いに生育している湿地性の植物に何らかの影響が出てくる可能性が懸念されるので、その点についての対応も検討いただきたい。

委員：

資料1－5の写真に「セイタカアワダチソウが多い」と書いてあるが、ヨシばかりしか写っていない。説明資料としてはよくない。

自然公園法の第2種特別地域であるが、建物面積合計が3,800m²とあるが、確かに規制は2,000m²ではなかったか。

事務局：

一つの建物が2,000m²以上か否かである。また、許認可の場合はその基準が適用されるが、公園事業は基本的には審査基準適用されず、クリアできている。

委員：

平成4年に策定された計画はもう27年前に策定された計画であるが、この地域の整備計画はこれからも平成4年の計画をもとに、こういった形で開発をしようというイメージでいるのか。

事務局：

本来は必要に応じて計画変更が必要になるが、どうしても民地が多いと、民間の意向や整備計画を考慮しないといけないので、なかなかその辺を酌み取るのは非常に難しい部分ではあるが、本来は時節に応じて変更していくべきものと思っている。

委員：

私自身も宿泊業に携わったこともあるのもあるって、今環境に対してどういう開発をするのかという意見ももちろん重要であるが、そこをどういうふうに営業していくのかというところによる影響のほうがはるかに大きいような気がする。

そのところを国定公園が持つ趣旨に沿ってきちんと経営されるのかどうかというところまでフォローができないと、結局は今の開発によって影響が軽微であるということを審議会で審議をしたという履歴だけが残って、実際は希少種がいなくなつたということも極端な話考えられると思うが、そのところをきちんとフォローする体制なり、仕組みをつくっていただきたいと思う。

また、やはり近江舞子ホテルの廃墟がすごく気になる。あの場所は今は綺麗になつていいのか。

事務局：

なっていない。

委員：

行く側からすればここからここまで新しい事業でここからここまで古い事業ということではなくて、景観を楽しむのであれば当然一体として、自分たちが近江舞子駅から降りてアプローチをする全体としてとらえると思うが、この事業云々ということはもちろんであるが、全体としてあの場所をどうしていくのかというところをきちんと責任を持ってフォローしていかないと、結局は後発事業に対する質もそうであるし、実際そこで経営をされている民宿その他の皆さんへの影響もあることだと思うので、希少種の保全はもちろんだが、環境審議会だから環境のことだけ審議するということかもしれないが、そこがちょっと気になる。

自然共生型ということできちんと国定公園で謳うのであれば、繰り返しになるが、長期的な影響をきちんとフォローして、もし何かその影響が出ているということがわかつたときに、柔軟に対応ができるような仕組みを担保しておかないと、ここの審議自体、意味がないのではないかと思う。

委員：

資料1－5の3ページ目で、両生類、爬虫類ならびに昆虫類である程度重要な種が発見されているが、「事業による影響は軽微と考えられる。」と書かれている。

あるいは、昆虫では「本種の生息環境は保全される。」と書いてあるが、その場所だけ守れば大丈夫という話ではなく、生物は産卵場所、子どもが育つ場所が揃って保全されるのであって、その場所だけこういうふうにするから大丈夫だという書き方は無理があるのではないかと思う。

やはりフォローアップというか、どうなったかという何か調査もしてほしいと思う。

委員：

直接今回の諮問とは関係ない質問であるが、滋賀県ではリゾート構想は廃止したか。

事務局：

リゾートネックレス構想というものかと思うが、廃止してはいないが、事実上、現状それに基づいて何か施策が動いていることはないと理解している。

委員：

先ほど平成4年の計画という話があつたが、多分平成4年に計画変更された時はリゾート構想決定を受けて変更されたのかと思う。

確かにもう四半世紀経過しているし、今回出てきているグランピングというまさしく新しい形態の事業を位置づけようとしているわけなので、非常に難しいと承知をしているが、計画はやはり見直した上で時代に合わせた形でやっていくのがよいかと思う。

また、資料1－4の図面で集団施設地区の区割りが出ているが、若干、今回の事業区域が「内湖区」にはみ出している気もするが、それも平成4年の計画とはちょっと違いが出てきているのかと思うので、計画の見直しということも含めて努力していただければと思う。

委員：

資料1－5の中に重要種への配慮の記載があるが、報告書の予測評価の記載内容と合っていないところがあるので、整合をとった方がいいと思う。

委員：

具体的にどこか。

委員：

ササゴイについて、資料1－5の3ページでは「主な生息地は内湖側の湿地であり」と書いてあるが、実際に現場で確認されているのは、事業予定地の植生図のムクノキ、エノキやセイタカアワダチソウ群落の上を通過したと報告書ではなっており、主な利用は湿地であるとは言えないと思うので整合を。

委員：

整合性をとっていただくと。

ほかの分類群についても一度点検を。

委員：

事業地そのものはセイタカアワダチソウがあって、何とかしないといけないということは大変理解しているが、せっかくグランピング事業という新たな事業を立ち上げる以上、ぜひとも自然にきちんと配慮した公園事業であるということがわかるような形で事業計画を立てていただきたい。

反対しているわけではなく、あの地域をより良く、利用者の方も利用していただけるような形の計画にしていただきたいということで意見を出しているということで、誤解のないようにお願いしたい。

委員：

確かに、例えば資料1－4の3ページに「現状は雑草と樹木」とあるが、雑草という言い方しかないのか。これは自然に配慮した言い方とは言えない。

できるだけ、水路等も触るところを必要最小限にするとか、行き来するところを周辺だけにするとか、何かそういう配慮もしていただくとより良くなるのではないか。

委員：

私も決して反対ということではないが、県内でもグランピング施設がこの数年で一気にできてきており、米原でもゴルフ場の跡地を利用してできているし、近江舞子でも少し南にあると思う。

そうした中、後発でやるのであれば、やはりグランピングというものを滋賀県の自然環境の中でどういうふうに位置づけるのかというところにこだわった事業として育てていただきたいということが本当の思いで、自然を愛する人たちが泊まりたいと思う場所をつくるのか、あるいは割と誰もが来やすい場所をつくるのかというのは本当に設計の段階でかかわってくると思うし、ここにすれば豊かな琵琶湖らしい自然を、自然に影響を与えることなく楽しむことができるということを楽しむ客が来てくれれば、地域も豊かなものになってくると思うので、ぜひそこにこだわっていただきたいのと、あとは継続的なフォロー

と見直しというところに、専門家なのか県なのかわからないが、計画段階からきちんと意見を言えるような場所をつくっていただけたらと思う。

委員 :

各委員からさまざまな意見が出たが、その要望や意見を参考にしてやっていただいたらと思う。

それでは引き続いて意見がないようなので、知事に答申することとし、引き続き答申案について検討したい。

資料1-6をご覧いただきたい。この答申案のとおりとしてよろしいか。

委員 :

今いろんな意見が出てきたが、それに対して、ある意味丸投げしていいのかひつかかる。

もう少し検討いただいて、幾つか重要なポイントがあったと思うので、少なくともそのポイントについては、「こうです。」という回答をぜひお願いできたらと思う。

事務局 :

それは、答申をいただく前に、意見に対して返事をさせていただいた上で改めて答申をいただくということでよろしいか。

委員 :

他の委員がどのようにお考えかではあるが、いずれにしても基本的に環境審議会として、諮問されたものに対して委員からさまざまな意見があり、その中にはやはりもう少し検討したほうがいいという事項も幾つか含まれている。

そうであればやはり、検討いただいてその結果をご提示いただいた上で答申をするというのが筋ではないかと私は思う。

委員 :

では、各委員から出た意見を何らか書面により、事務局で「こうする。」という回答をつくっていただくということかと。

委員 :

時間的な問題として、この報告書に対してフォローしていただくことは可能なのか。

無理なことをお願いするわけにはいかないので、例えばよくよく読むと、繁殖期に確認されていないので問題がないと鳥類についてはたくさん書いてあったが、先ほど申し上げ

たように4月5月の1番繁殖の確認に重要な時期に鳥類の調査を行われていないので、「繁殖期に確認されていないので大丈夫」というように書いていただくのはいかがなものかなと思うので、例えば今後、次の4月5月に補足をしていただけるのかどうか、時間的にいかがか。

事務局：

特に今の鳥類の調査の話や、水路の話等いろいろ重要な点があるので、各委員からいただいたご意見を事務局で一旦整理をさせていただいて、回答を検討させていただきたいと思う。

その上で、資料1—6答申案としているのは「妥当である。」ということであるが、それに当たって、例えば審議会として意見を付していただく等は可能だと思うので、まず、いただいたご意見を整理させていただいて、それに対する事務局としての回答をまとめさせていただいて、委員の皆様にも説明させていただく。それでこうしたやりとりもきちんとつけた上で、最終答申としていただくというような形にさせていただければありがたいと思う。

できるだけ速やかに資料は準備させていただくが、いかがか。

委員：

その上で答申ということは、もう1回審議会を開催するということか。時間的な問題はどうか。

事務局：

できれば書面のやりとりで各委員のご了解をいただければ、それで部会長に相談をして答申という形にさせていただければありがたいが、もしどうしても開くべきということであれば、もちろん開催することも可能。

委員：

この事業は、事業者はいつから取りかかるのか。

委員：

事業者だけの都合に集中しているのは、環境審議会の議事の進行としてはいかがなものかと私は思う。

やはり審議会というのは独立した組織であるので、審議会としてどのような結論を出するかという話があって、そこからの話ではないかと思う。事業者の都合というのはもちろ

ん重々理解はしているが、そうするとやはり審議会としての独立性というものが疑われるで、そこはきちんと峻別して考えるべきではないかと思う。

事務局：

ご指摘のとおりだと思うので、まず一旦資料1－6のとおり今日答申するというのは恐らく委員の皆様のご意見からして難しいと思うので、本日いただいたご意見をきちんと整理してそれに対する回答をまとめた上で改めてお諮りさせていただきたいと思っている。

委員：

今日は答申を採決しないということでよろしいか。

また、もう一度審議会を開催する可能性があるということでよろしいか。

事務局：

はい。

委員：

一応参考のために、業者がどのような計画スケジュールをされているか教えて欲しい。

事務局：

現在のところ、1年後の2020年3月に開業する方向していくたいとお聞きしており、年度が変わると開催までに時間がかかるてしまうということもあって、今年度ご無理をお願いして慌ただしい中でご審議いただいたところ。

委員：

事務局により一度、今日出たさまざまな意見を整理いただき、もう1度検討すると。もう1度審議会を開くか否かを検討するという段取りでよろしいか。

議題（2）「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の改正について（報告）

＜事務局から資料2について説明を行った＞

事務局の説明後、各委員からの発言はなかった。

※予定されていた議題の審議は終了し、閉会した。

(案)

琵琶湖国定公園
事業決定書

令和 年(年) 月 日

滋賀県

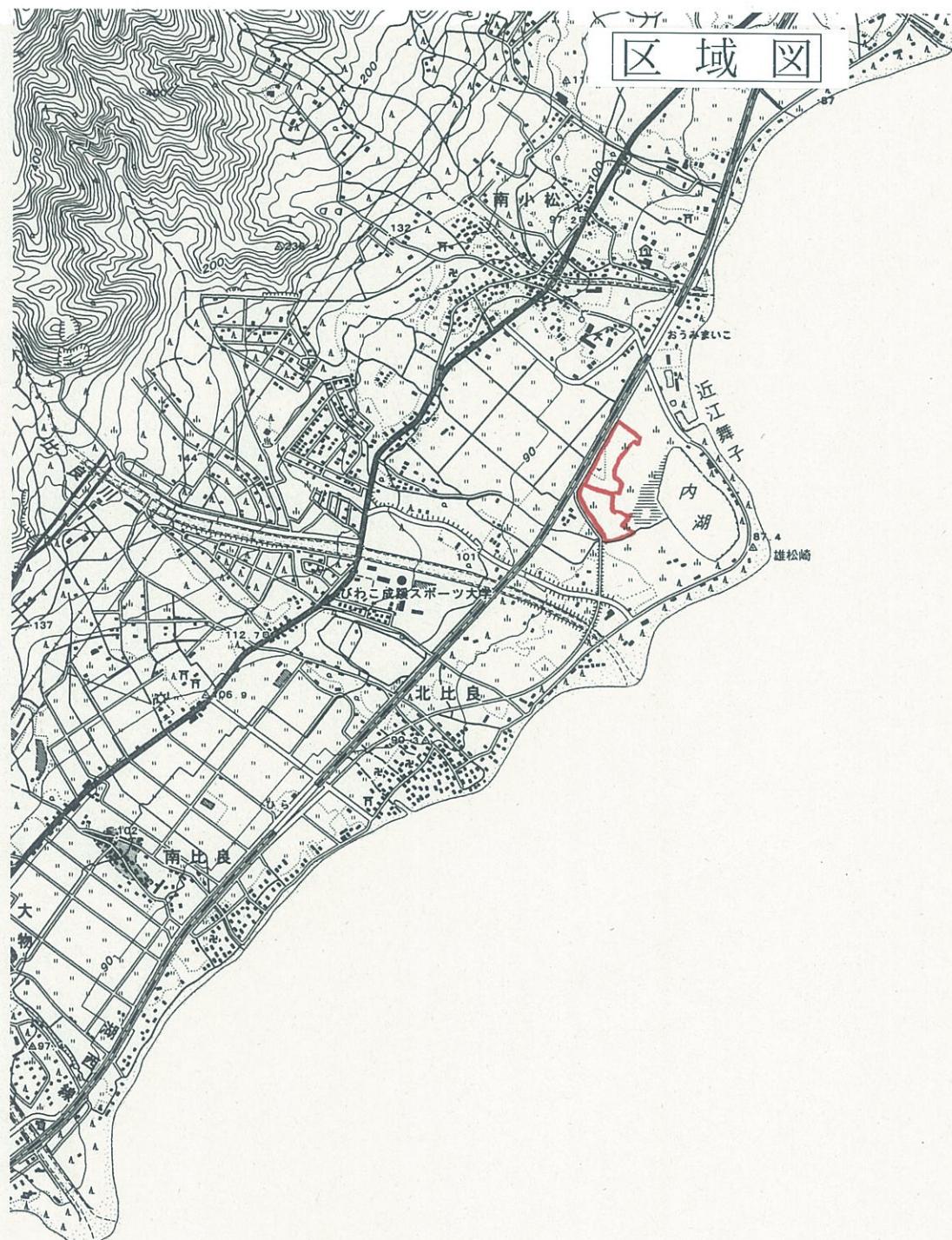
様式 1

琵琶湖国定公園
事 業 決 定 書滋賀県告示第 号
令和 年 月 日

| | | |
|----------------|-----------|-------------------------------|
| 事業 決定 事項 | 事業の名称及び種類 | 近江舞子集団施設地区 宿舎事業 |
| | 事 業 地 | 滋賀県大津市南小松字五反田 1249 番 1 外 63 筆 |
| | 施 設 の 規 模 | 区域面積 4.2 h a 最大宿泊者数 400 人／日 |
| | 添 付 図 面 | 区域図 |

| | | | | |
|----------|------------|--|-----------|--------------------------------|
| 参考 事項 | 公園 計画 | 規 制 計 画 | 第 2 種特別地域 | 平成 4 年 5 月 21 日 環境庁告示第 37 号 |
| | 施 設 計 画 | 施 設 計 画 | 集団施設地区 | 平成 4 年 5 月 21 日 環境庁告示第 39 号 |
| | 事業執行者 (予定) | 京阪電鉄不動産株式会社 代表取締役 道本 能久 所在地 大阪市中央区大手前一丁目 7 番 31 号 | | |
| | 事業費 (概算) | 600,000 千円 | | |
| | 工 種 | 宿泊建築物新築工 (ヴィラ 50 棟) 外構整備工一式 (園路、植栽、排水、給水) 付帯施設工一式 (管理棟、駐車場等) | | |
| | 備 考 | 整備計画区： 内湖西部区および内湖区の一部 | | |

区域图



1:25,000

0 500 1000 2000 m

琵琶湖国定公園事業決定調書

1 事業地およびその周辺地域の現況

(1) 位置

ア 所在地

滋賀県大津市大字南小松字南萱 1430 番地他

イ 国定公園における地理的関係

当該事業予定地は、琵琶湖国定公園の西部に位置する

(2) 国定公園計画の現況

ア 保護計画 琵琶湖国定公園第2種特別地域

平成4年5月21日 環境庁告示第37号

イ 利用計画 近江舞子集団施設地区

整備計画区 内湖南部区および内湖区の一部

平成4年5月21日 環境庁告示第39号

(3) 自然環境の現況

ア 概況

事業地は大津市北部、比良川河口部の北側、JR湖西線の東側に位置する琵琶湖畔の低地で、琵琶湖との間には近江舞子内湖がある。現在は耕作放棄されて年月を経た農地（一部は内湖の浚渫土による造成地）であり、造成跡地にはセイタカアワダチソウ等の高茎草本群落やヤナギ類を主とする湿性林、ヨシ等の高茎湿生草本群落などが広がり、内湖へ流入する水路が何本も横切っている。

内湖の東側から南側には民宿や旅館などが立地しており、琵琶湖岸の砂浜は水泳場になっている。

イ 地形・地質

比良川河口部に形成された三角州性低地（標高85～87m）であり、表層地質は新世代後期の沖積層の未固結堆積物（砂がち堆積物）となっている。

ウ 植生・植物相

事業地の植生は、セイタカアワダチソウ群落が広範囲を覆い、南側ではムクノキ-エノキ群集が発達し、わずかにオギ群集やメダケ群集が見られる。凹地形の一部では地下水面の高さを反映してウツギ群落、ヨシ群落、ジャヤナギ-アカメヤナギ群集が発達する箇所も見られる。

植物相は、セイタカアワダチソウ、メダケ、オギ、ヨモギ、イタドリといった大型の草本類が優占し、オオバコ、ニワホコリ、アキメヒシバ、ヤハズソウといった矮性化した一年生草本類も見られる。一部シカによる採食圧が甚大な箇所ではイワヒメワラビ、レモンエゴマ、チカラシバといった不嗜好性の植物種が多く見られる。

周辺地域では内湖特有の湿生植物としてドクゼリ、ハンゲショウ、ナガバ

ノウナギツカミ、ハマエンドウ、ノウルシ、コバノカモメヅルなどが見られ、数種は事業地内でも確認されている。

エ 動物相

哺乳類：事業地およびその周辺でイノシシ、ニホンジカ、コウベモグラ、アブラコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、アカネズミ、カヤネズミ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、ノネコ、ヌートリア、アライグマ、ハクビシンの16種の哺乳類の生息が確認されている。

鳥類：キジ、カルガモ、キジバト、カワウなど合計13目32科79種の鳥類が確認されている。内湖など水辺を主な生息地とする鳥類と平地の市街地や農地を主な生息地とする鳥類種が多い。

猛禽類はミサゴ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサの合計4種15例（トビは除く）が確認されたが、事業地周辺での繁殖は確認されていない。

爬虫類：ニホンイシガメ、ミナミイシガメ、クサガメ、ミシシッピアカミミガメ、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、ニホンマムシの8種の爬虫類が確認されている。

両生類：ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、ウシガエル、シュレーゲルアオガエルの6種の両生類が確認されている。

陸上昆虫類：コバネイナゴ、ベニシジミ、モンキチョウ、アオイトトンボなど、14目116科280種の陸上昆虫類が確認されている。

魚類：内湖へ流入する水路と内湖で、ドジョウ、オオクチバス、ウキゴリ、コイ、フナ類、ホトケドジョウなど、5目9科15種の魚類が確認されている。

底生生物：カゲロウ類、カワゲラ類、トンボ類の幼虫やゲンゴロウ類、ガムシ類、マメシジミ属など、19目52科80種の底生動物が確認されている。

重要種：環境省レッドリスト、滋賀県レッドデータブック等の選定基準に該当する種は、植物11種、哺乳類2種、鳥類25種、爬虫類4種、両生類4種、魚類8種、陸上昆虫類8種、底生生物13種が確認されている。特に注目すべき種として、事業地内およびその周辺の低湿地でコセスジゲンゴロウ（環境省R L絶滅危惧 I A類）の、内湖流入水路でヒトスジキソトビケラ（滋賀県R D B 2015 絶滅危惧增大種）の生息が確認されている。

オ 景観

事業地に近接する近江舞子水泳場は白砂青松の景勝地と知られ、林野庁の白砂青松100選の「雄松崎」、琵琶湖八景の「涼風 雄松崎の白汀」として選定されている。水泳場の後背地には、ホテル、民宿、保養所等のレジャー施設が並び、琵琶湖側は、湖岸の自然的景観と一体となった「水辺レクリエーション地区」としての景観を呈している。

しかし事業地においては、耕作放棄されて年月を経た農地と造成地であり、現状はセイタカアワダチソウ群落やムクノキ-エノキ群集等に覆われた景観となっている。

(4) 土地所有者

京阪電鉄不動産株式会社

(5) 権利制限関係

- ア 都市計画法／大津湖南都市計画区域 市街化調整区域
- イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律／近江舞子銃猟禁止区域
- ウ ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例／琵琶湖景観形成地域特別地区

(6) 国定公園利用

- ア 当該事業の利用上の位置付け

当該事業は、琵琶湖国定公園の有力な利用拠点として整備が進められている近江舞子集団施設地区計画の一環としての位置付けの下、計画されるものである。

- イ 事業地の利用者数および主な利用目的

事業地に近接する近江舞子水泳場での湖水浴を始め、デイキャンプ、プレジャーボート、釣りなど特に夏季レジャーが盛んである。

自然公園等利用者数調に基づく平成 28 年の近江舞子集団施設地区の利用者数は約 21 万 4 千人であり、主たる利用目的は自然風景観賞、湖水浴、ドライブとなっている。

- ウ 当該市町一帯の利用者数

滋賀県観光入込客統計調査による平成 29 年の大津地域の観光客入込数は約 1,382 万 1 千人であり、内宿泊者数が 141 万 2 千人となっている。

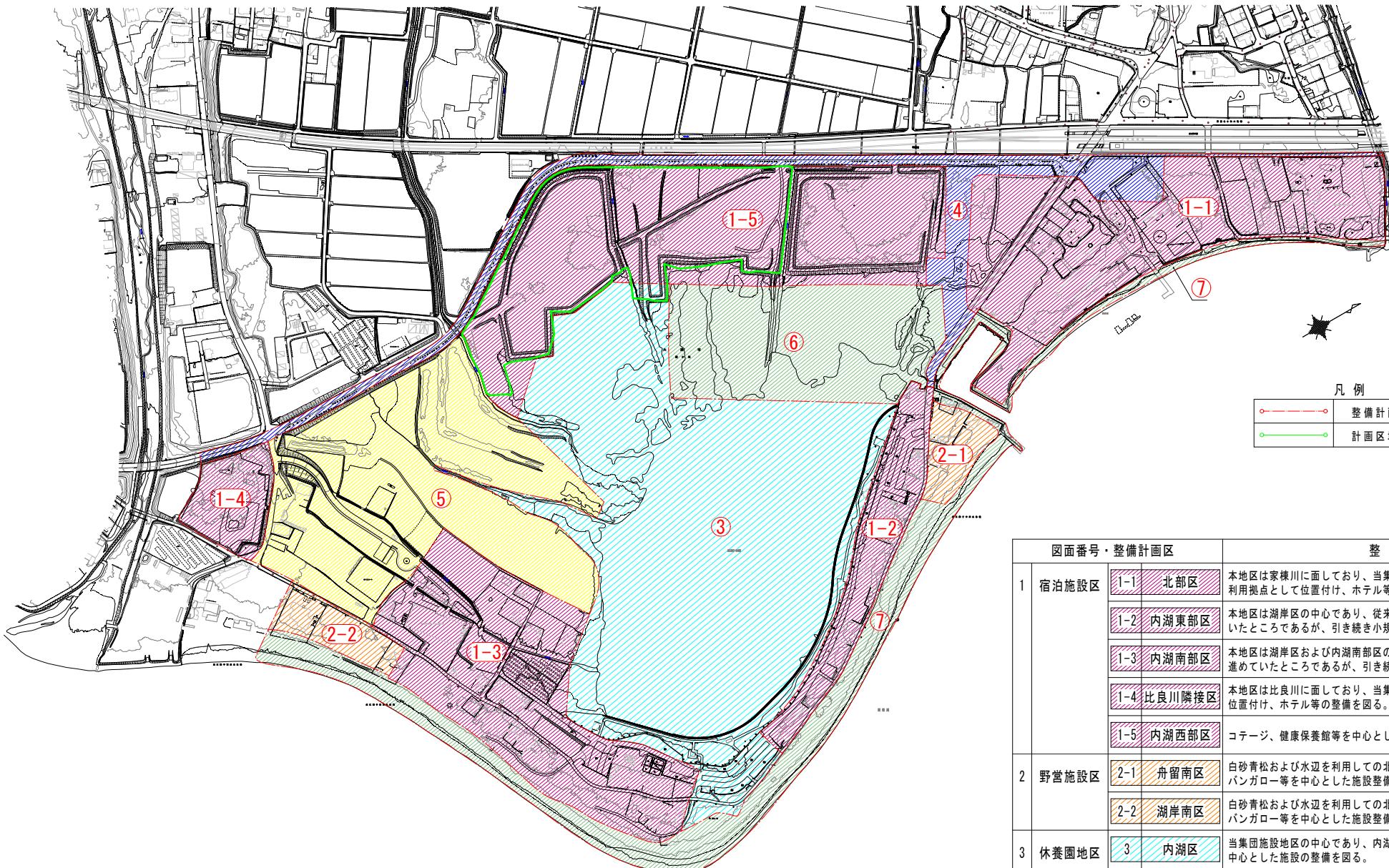
2 整備予定の宿泊施設の内容

- ア 予定施設の基本計画図

別添のとおり

- イ 予定施設の種類および規模

| |
|--------------------------------|
| 宿 舎 木造 1 階建 |
| 建築面積／3,800 m ² (合計) |
| 主要設備／ヴィラ 50 棟 |
| 付帯施設 管理棟 駐車場 プール |



凡 例

| | |
|---------|---------|
| ○-----○ | 整備計画区域線 |
| ○---○ | 計画区域線 |

| 図面番号・整備計画区 | | 整備方針 |
|------------|-------|---|
| 1 | 宿泊施設区 | 1-1 北部区 本地区は家棟川に面しており、当集団施設区域の北部の利用拠点として位置付け、ホテル等の整備を図る。 |
| | | 1-2 内湖東部区 本地区は湖岸区の中心であり、従来から園地整備を進めていたところであるが、引き続き小規模宿泊等の整備を図る。 |
| | | 1-3 内湖南部区 本地区は湖岸区および内湖南部区の中心にあり、従来から園地整備を進めていたところであるが、引き続き小規模宿泊等の整備を図る。 |
| | | 1-4 比良川隣接区 本地区は比良川に面しており、当集団施設地区の南部の利用拠点として位置付け、ホテル等の整備を図る。 |
| | | 1-5 内湖西部区 コテージ、健康保養館等を中心とした宿泊施設の整備を図る。 |
| 2 | 野営施設区 | 2-1 舟留南区 白砂青松および水辺を利用しての北部利用者のための野営場としてバンガロー等を中心とした施設整備を図る。 |
| | | 2-2 湖岸南区 白砂青松および水辺を利用しての北部利用者のための野営場としてバンガロー等を中心とした施設整備を図る。 |
| 3 | 休養園地区 | 3 内湖区 当集団施設地区の中心であり、内湖を利用した園地および舟遊場を中心とした施設の整備を図る。 |
| 4 | 公共施設区 | 4 西部外縁区 ターミナル、案内所、駐車場等を中心とした施設の整備を図る。 |
| 5 | 水辺利用区 | 5 内湖南西部区 運動広場およびテニスコート等を中心とした施設の整備を図る。 |
| | | 6 内湖北部区 舟遊場を中心とした施設の整備を図る。 |
| | | 7 湖岸区 水泳場を中心とした施設の整備を図る。 |
| | | 道路 地区内の探勝や安全で快適な連絡を図るために必要な改良を行う。 |

自然環境調査の結果について

事業に先立ち、当該地やその周辺における植生、動植物相の状況について調査がされた。

1 期間

平成30年（2018年）1月～10月（冬春夏秋季）

2 場所

事業計画地内および内湖を含む周辺（別紙地図のとおり）

3 結果

（1）種数（括弧内は重要種*）

- ア 植 物 395種（事業計画地内4種、事業計画地外11種）
- イ 哺乳類 16種（事業計画地内0種、事業計画地外2種）
- ウ 鳥 類 79種（事業計画地内7種、事業計画地外22種）
- エ 両生類・爬虫類 14種（事業計画地内4種、事業計画地外7種）
- オ 魚 類 15種（事業計画地内4種、事業計画地外7種）
- カ 昆虫類 280種（事業計画地内4種、事業計画地外5種）
- キ 底生生物 80種（事業計画地内4種、事業計画地外12種）

*重要種は、次に挙げる項目に該当するものとする。

- I 文化財保護法（国指定特別天然記念物、国指定天然記念物）
- II 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
(国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種)
- III 環境省レッドリスト2018
- IV 滋賀県レッドデータブック2015年版
- V ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する法律（希少野生動植物）

（2）概要

ア 植生・植物相

事業計画地の植生は、セイタカアワダチソウ群落が広範囲を覆い、南側ではムクノキ-エノキ群集が発達し、わずかにオギ群集やメダケ群集が見られる。凹地形の一部では地下水水面の高さを反映してウツギ群落、ヨシ群落、ジャヤナギ-アカメヤナギ群集が発達する箇所も確認された。事業地の植物相は、セイタカアワダチソウ、メダケ、オギ、ヨモギ、イタドリといった大型の草本類が優占し、オオバコ、ニワホコリ、アキメヒシバ、ヤハズソウといった矮性化した一年生草本類も確認された。事業地外の周辺地域では内湖特有の湿生植物としてドクゼリ、ハンゲショウ、ナガバノウナギツカミ、ハマエンドウ、ノウルシ、コバノカモメヅルなどが確認され

た。

イ 哺乳類

イノシシ、ニホンジカ、コウベモグラ、アブラコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、アカネズミ、カヤネズミ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、ノネコ、ヌートリア、アライグマ、ハクビシンが確認された。

ウ 鳥類

キジ、カルガモ、キジバト、カワウなどが確認されている。内湖など水辺を主な生息地とする鳥類と平地の市街地や農地を主な生息地とする鳥類種が多い。猛禽類はミサゴ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサの合計4種15例（トビは除く）が確認されたが、事業地周辺での繁殖は確認されていない。

エ 爬虫類

ニホンイシガメ、ミナミイシガメ、クサガメ、ミシシッピアカミミガメ、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、ニホンマムシが確認された。

オ 両生類

ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、ウシガエル、シュレーゲルアオガエルが確認された。

カ 昆虫類

コバネイナゴ、ベニシジミ、モンキチョウ、アオイトトンボなどが確認された。

キ 魚類

内湖へ流入する水路と内湖で、ドジョウ、オオクチバス、ウキゴリ、コイ、フナ類、ホトケドジョウなどが確認された。

ク 底生生物

カゲロウ類、カワゲラ類、トンボ類の幼虫やゲンゴロウ類、ガムシ類、マメシジミ属など、19目52科80種の底生動物が確認された。

（3）重要種

植物11種、哺乳類2種、鳥類25種、爬虫類4種、両生類4種、魚類8種、陸上昆虫類8種、底生生物13種の合計74種が確認されている。特に注目すべき種として、事業地内およびその周辺の低湿地でコセスジゲンゴロウ（環境省レッドリスト2018絶滅危惧IA類）の、内湖流入水路でヒトスジキソトビケラ（滋賀県レッドデータブック2015年版絶滅危惧増大種）の生息が確認された。

4 本事業による重要種への影響予測

(1) 哺乳類

事業計画地内で重要種の生息は確認されず、事業による影響は軽微と考えられる。ただし、計画地内にはニホンジカやイノシシ、アライグマが群れで生息することが確認されており、これらの種は将来グランピング施設に侵入してくる可能性が高いことから、電気柵の設置などの対策を検討する必要があると考えられる。

(2) 鳥類

事業計画地内でベニマシコ、アオバト、ササゴイ、アリスイ、コシアカツバメ、ノスリ、カワセミの7種の重要種が確認された。このうちアトバトについては、計画地およびその周辺は本来の生息環境ではないため、一時的な来訪であり、事業による影響は軽微と考えられる。ササゴイとカワセミについては事業計画地内の草地や水路を餌場として利用している可能性があるものの、主な生息地は内湖側の湿地であると考えられることから、事業による影響は軽微と考えられる。アリスイについては樹林を越冬期の餌場として利用していると考えられるが、事業計画地の大部分は草地環境であることから事業による影響は軽微と考えられる。ベニマシコおよびノスリについては事業計画地の草地を越冬期の餌場として、コシアカツバメについては繁殖期の餌場として利用していると考えられるが、利用は部分的であり周辺に同様の環境が広く存在するため事業による影響は軽微と考えられる。

ただし、計画地外の湿地や内湖に生息する水鳥類は人間の活動に対して敏感な種が少なく、特にヒナクイやバンが繁殖している可能性が考えられるので、事業の影響を可能な範囲で極力低減するため、次の保全策が講じられる。

・グランピング施設の整備運営にあたっては、水鳥の生息環境に著しい影響をおよぼさないよう内湖や湿地に夜間照明を向けない。

(3) 爬虫類・両生類

事業計画地内でニホンアカガエル、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、ニホントカゲの4種の重要種が確認された。ニホンアカガエルは内湖側の湿地で広く確認されており、こちらが主な生息場所と考えられる。トノサマガエルとナゴヤダルマガエルは計画地内外の流入水路で確認されているが、調査地周辺の水田地帯を主な生息地としていると考えられる。ニホントカゲは水路沿いの草地で確認されているが、この場所は昆虫類で後述されているコセスジゲンゴロウの保全対策として草地環境を整備する計画であり、本種の生息環境も維持されると考えられる。また、計画地内の水路は基本的に改変を避ける計画であるため。これらの種の生息状況に対する事業の影響は軽微と考えられる。

下線部は前回からの修正箇所

(4) 昆虫類

事業計画地内でオオセンチコガネ、ヤヒロミドリトビハムシ、モンズズメバチ、コセスジゲンゴロウの4種の重要種が確認された。このうちコセスジゲンゴロウ以外の3種については、確認地点は計画地内であったが、生息適地は計画地外に広く存在するため影響は軽微と考えられる。コセスジゲンゴロウについては、事業に伴い生息環境が減少すると予測されるため、次の保全対策を講じられる予定である。

- ・生息密度の高い確認地点を改変区域から外して現状のまま保全する。このエリアが孤立しないよう、隣接する確認地点の水路沿いに計画地外のヨシ群落まで連続する形で本種の生息環境を整備・保全される。

(5) 魚類

事業計画地内の水路でドジョウ、ニシシマドジョウ、アユ、ドンコの4種の重要種が確認された。これらは特定の水路に集中して確認されており、この水路は後述するヒトスジキソトビケラの保全対策として河床を改変することなく保全する計画であるため、これら魚類の生息環境も保全されるものと考えられる。

(6) 底生生物

事業計画地内の流入水路でナガオカモノアラガイ、キイロサナエ、コオイムシ、ヒトスジキソトビケラの4種の重要種が確認された。これらの生息環境となる水路は計画地外に広く存続するが、県内におけるヒトスジキソトビケラの希少性に配慮して、次の保全対策を講じられる。

- ・ヒトスジキソトビケラが確認された流入水路は河床の掘削を避け、底生生物の生息環境が保全される。
- ・他の水路も含めて、水路周辺の工事では濁水や土砂が流出することのないよう配慮される。

国定公園に関する公園計画および公園事業について

1. 国定公園とは

○国立公園に準ずる優れた自然の風景地（自然公園法第2条第3号）

なお、国立公園とは、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（自然公園法第2条第2号）

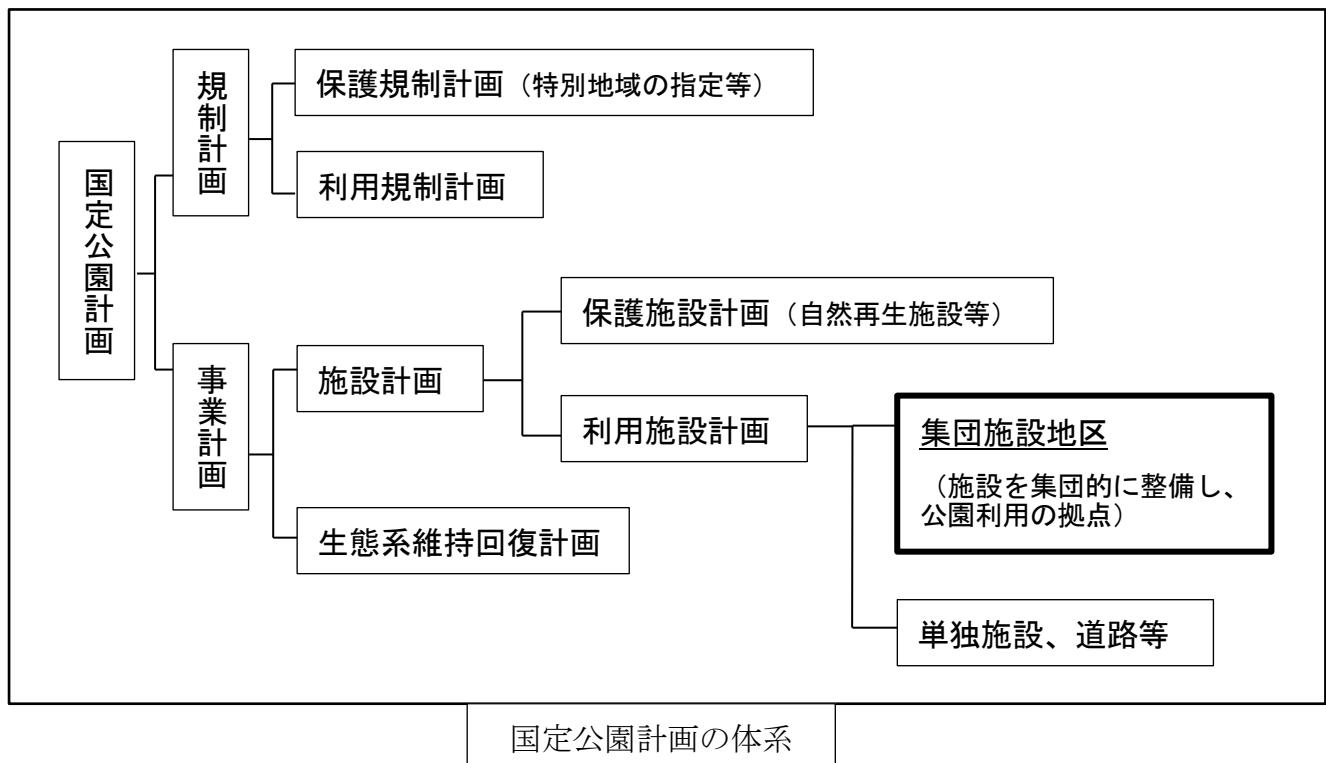
また、自然公園法とは、優れた自然の風景地の保護やその利用の増進を図り、国民の保健、休養および教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とし制定されている。（自然公園法第1条）

○国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、中央環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。（自然公園法第5条第2項）

2. 国定公園計画とは

○指定の目的を達成するために定める国定公園の保護・利用規制・事業に関する計画

○国定公園計画は都道府県知事の申出に基づき、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて決定する。（自然公園法第7条第2項）



3. 国定公園事業とは

- 国定公園計画に基づいて執行する事業で、国定公園の保護および利用のための施設整備（広場、休憩所、宿舎、自然再生施設等）
- 国定公園事業は、都道府県知事が決定する。（自然公園法第9条第2項）

4. 国定公園事業の執行とは

- 国定公園事業の執行は、都道府県知事が行う。（自然公園法第16条第1項）
- 都道府県以外の公共団体は、都道府県知事に協議して、国定公園事業の一部を執行することができる。（自然公園法第16条第2項）
- 公共団体以外の者は、都道府県知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。（自然公園法第16条第3項）

5. 国定公園事業の執行までの流れ

| | |
|--------|---|
| 公園計画決定 | ○利用施設計画等を国定公園計画に位置付ける手続 ○県からの申出により、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴き決定 (自然公園法第7条第2項) |
|--------|---|

【当該案件:近江舞子集団施設地区として平成4年5月21日 滋賀県告示第256号で計画決定済】



| | |
|--------|--|
| 公園事業決定 | ○公園計画に基づき執行される事業の種類、位置、規模等を決定する手續 ○知事が県環境審議会の意見を聴き決定 (自然公園法第9条第2項) |
|--------|--|



| | |
|--------|--|
| 公園事業執行 | ○事業決定に基づく事業を執行するための手續 ○県以外の者が事業を執行する場合は知事の認可等が必要 (自然公園法第16条各項) |
|--------|--|

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。
- 2 国立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であつて、環境大臣が第 5 条第 1 項の規定により指定するものをいう。
- 3 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が第 5 条第 2 項の規定により指定するものをいう。
- 4 都道府県立自然公園 優れた自然の風景地であつて、都道府県が第 72 条の規定により指定するものをいう。
- 5 公園計画 国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- 6 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。

（指定）

第 5 条

第 2 項 国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。
(公園計画の決定)

第 7 条

第 2 項 国定公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴いて決定する。
(公園事業の決定)

第 9 条

第 2 項 国定公園に関する公園事業（以下「国定公園事業」という。）は、都道府県知事が決定する。
(国定公園事業の執行)

第 16 条 国定公園事業は、都道府県が執行する。

第 2 項 都道府県以外の公共団体は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議して、国定公園事業の一部を執行することができる。

第 3 項 国及び公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、国定公園事業の一部を執行することができる。

（集団施設地区）

第 36 条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。